

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	清水 (清水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

清水地区では、これまで水稻栽培を中心に個々の農家により農地を守ってきたが、担い手不足や後継者不足が課題となっており、遊休農地の発生を危惧している。
 また、未整備地区であることから、農道が狭く併せて田越でしか進入できないほ場もあり、機械の大型化などによる効率化が難しいことから、耕作条件の改善も課題となっている。
 地区の西・南側が山地になっており鳥獣害の被害が絶えない。また、山からの渓流水を用水としているが、ため池の廃止や用水路の老朽化により一部用水不足のほ場があり、耕作放棄が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者の目途がたっていない農家が多く、地域内での担い手育成が困難であることから、新たな担い手(法人等)を地域外から誘致することを検討する。また、耕作条件の改善のため、中間管理機構を活用した集積・集約による基盤整備を併せて検討する。
 作付け作物については、道の駅いながわへの出荷体系が確立していることから、町の振興作物でもある「そば」を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地とともに、今後も農業上の利用が行われる農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備事業と合わせて中間管理機構を活用することで集約・集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生する際は、基本的に中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件向上のため、隣接地域の状況を踏まえてほ場整備の実施を検討する。 整備方法は、中間管理機構を活用し地元負担の軽減を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手を積極的に受け入れ、定着するよう働きかける。 また収益性の高い作物を作付けすることで儲かる農業を展開し、併せて農業体験施設等を設けることで地域の活性化を行い、地区への定住化と地域からの新規就農者の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は作業の受委託は行っておらず、農地の集約と合わせて法人等と受託契約を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地区外周への鳥獣害防止柵の設置。
農業機械の大規模化と自動化。
ドローンなどのICT機器の導入。
創出換地を利用したキャンプ場や収穫体験施設、花畑の配置。